

■実施方針(案)からの変更箇所一覧

頁	項目	種別	内容(赤字:追加・修正、青字:削除)
2	第1章-1(3)ウ(イ)③	追加	修繕工事(税込み 400 万円以下)
2	第1章-1(3)ウ(イ) «維持管理業務の種類»	追加	No.12 窓ガラス等清掃業務 (●特別支援学校等の床清掃業務を含むことを示すため追記しました。)
		修正	No.15 空気調和機器点検業務 ⇒ 特別支援学校自動ドア設備保守点検業務
2	第1章-1(3)ウ(ウ)	修正	(●全体的に表記を整理、修正しました。)
		追加	支払の時期・方法、それに伴う精算の有無等については、受託事業者と協議の上、定める。
3	第1章-2	追加	※消費税及び地方消費税額を含む
5	第2章-1(2)キ	追加	なお、総括責任者は、原則、当該業務に専任専属できる者とするが、協議の上、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
6	第2章-2(5)	修正	川崎市契約条例(昭和39年3月30日川崎市条例第14号)の定めるに定める特定業務委託契約に準ずるものとして、作業報酬下限額の対象となるする
7	第3章-1	修正	令和8年5月上旬～下旬 ⇒ 令和8年4月下旬～5月下旬
		修正	令和8年6月上旬～7月上旬 ⇒ 令和8年5月下旬～6月下旬
		削除	施設見学会の実施
		追加	個別対話(希望事業者のみ) (●施設見学会を取り下げ、資格審査後の「個別対話」を新たに設定しました。)
7	第3章-2(1)	修正	令和8年5月下旬頃までに ⇒ 令和8年4月下旬から5月上旬頃までに
8	第3章-2(3)	追加	個別対話の申込方法
12	添付資料	追加	3 運営開始遅延リスク 4 初期点検・是正リスク 10 情報漏えいリスク ※3 AIサービスへの依存等バンダーロックインに伴うデータ移行コスト等を含む (●リスクの種類、内容を明確化しました。)